

第 8 表 都道府県別文化施設、新聞発行数、宗教団体数等

(1)は公立及び私立のものであるが、学校図書館は除く。(2)絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古、建造物である。(3)宗教法人、非宗教法人の合計数。(4)日刊紙の発行部数。

都 道 府 県	(1) 図 書 館			(2) 重 要 文 化 財 (昭58年度末)	(3) 宗 教 団 体 数 (昭57年末)	(4) 新聞発行部数 (昭58. 10. 現在)			スポーツ施設 (昭55年末)
	館 数 (分館含) (昭和58年度末)	蔵書冊数 (昭和57年度末)	個人貸出 冊 数 (昭和57年度末)			総 数	(内)朝夕刊 セツト	(内)朝 刊 単 独	
総 数	1 458	86 251	158 518	11 189	225 085	47 041	19 741	25 196	218 631
北 海 道	58	3 685	6 725	20	6 310	2 199	1 144	927	11 740
青 森 県	20	1 137	930	38	2 181	488	231	252	3 213
岩 手 県	28	1 254	1 315	51	1 922	445	199	241	4 025
宮 城 県	18	1 262	1 744	45	2 463	703	170	509	4 225
秋 田 県	24	1 100	667	20	2 264	403	222	176	2 917
山 形 県	23	1 212	1 193	75	3 626	435	209	223	2 899
福 島 県	17	1 133	1 519	79	5 201	727	23	698	4 944
茨 城 県	15	1 005	1 748	58	4 383	1 017	83	927	5 526
茨 城 県 群 馬 県	24	1 359	1 391	136	3 419	765	43	719	4 290
群 馬 県	17	1 520	1 706	41	3 042	725	34	688	3 863
埼 玉 県	65	4 271	8 250	60	5 765	2 116	851	1 231	8 612
千 葉 県	85	3 644	9 701	69	7 489	1 945	974	928	7 378
東 京 都	253	15 870	37 553	2 072	9 444	6 275	4 117	1 561	15 827
神 奈 川 県	44	4 203	10 450	318	5 072	2 980	1 896	973	8 246
新 潟 県	28	1 615	1 874	67	8 699	798	96	691	5 476
富 山 県	50	1 968	2 379	40	4 260	382	38	334	2 424
石 川 県	33	1 194	1 077	110	3 826	392	103	282	2 521
福 井 県	11	695	690	89	3 859	317	0.0	314	1 673
山 梨 県	13	641	322	83	3 092	303	13	289	2 340
山 梨 県 長 野 県	36	1 874	1 808	136	4 961	766	60	661	5 933
岐 阜 県	25	1 151	1 998	128	6 871	627	136	482	4 211
静 岡 県	37	2 240	3 741	188	7 389	1 256	845	390	6 823
愛 知 県	51	4 942	12 302	278	11 630	2 503	922	1 374	10 194
三 重 県	13	800	962	152	4 576	544	115	418	3 615
滋 賀 県	10	648	629	761	5 501	393	93	294	2 338
京 都 府	29	1 368	2 208	1 996	7 240	1 043	686	308	3 866
大 阪 府	61	5 449	15 381	636	11 332	4 049	2 762	855	9 686
兵 庫 県	32	2 369	7 441	450	11 937	2 110	1 263	745	8 489
奈 良 県	12	591	733	1 281	5 197	535	303	219	2 066
和 歌 山 県	15	634	1 003	368	3 384	422	129	257	1 486
鳥 取 県	7	386	32	44	1 828	241	0.0	238	1 536
島 根 県	17	609	330	82	3 114	283	0.0	282	2 116
岡 山 県	20	1 024	2 312	136	4 683	772	85	632	3 991
山 口 県	18	1 242	2 206	181	6 263	1 075	104	958	5 732
山 口 県 徳 島 県	41	1 891	1 772	113	3 672	627	56	528	3 934
徳 島 県	9	498	429	37	2 751	279	36	241	2 240
香 川 県	14	799	1 031	105	2 661	412	0.1	400	1 962
愛 媛 県	17	870	735	143	3 550	615	23	588	3 518
高 知 県	22	897	1 397	78	3 301	270	121	145	1 908
福 岡 県	32	2 408	5 217	172	8 924	1 735	737	990	7 557
佐 賀 県	12	524	335	32	2 726	286	3.3	282	2 075
長 崎 県	14	759	437	34	3 105	469	54	414	2 723
熊 本 県	17	839	1 113	45	3 398	542	100	441	6 080
大 宮 県	11	636	389	64	4 325	408	213	193	3 242
大 宮 県	13	612	296	11	1 592	356	0.7	355	2 630
鹿 兒 島 県	32	1 109	746	21	2 458	542	31	511	4 870
沖 縄 県	10	317	302	16	399	418	383	20	1 671
其 他・海 外	-	-	-	-	-	46	34	12	-

第 21 章
社会保障

第21章 社会保険

健康保険

社会保障制度の一つとしての社会保険は、第二次大戦後急速に整備拡充された。その中でも労働者を被保険者としている健康保険は、わが国社会保険の中で最も早く制定されているが、この保険者には政府及び健康保険組合の2種類がある。

本府における昭和58年度の政府管掌健康保険の適用状況を見ると、適用事業所は年度末で8万443事業所で、前年度に対し931事業所、1.2%の増加となった。

一方、被保険者数は128万5840人で対前年度比2.0%の増加となった。

また、給付状況を見ると、給付件数は1646万1636件で7.0%減少し、給付金額は2690億円対前年度比10.0%減少した。

国民健康保険

健康保険が一般雇用者を被保険者としているのに対して国民健康保険は一般住民（自営業者及びその家族等）を被保険者とする。

58年度の府下における実施状況を見ると、保険者総数は60、その内訳は市町村44、組合16であり、被保険者数は対前年度比0.5%増の291万4989人となった。

一方、給付状況を見ると件数は1695万件で対前年度比18.0%減、金額は2938億円対前年度比28.7%減少となり、一件当たり給付金額は1万8142円、対前年度比13.0%減となった。

船員保険

健康保険や国民健康保険以外に特別な雇用者（公務員、船員等）を被保険者とした社会保険があるが、そのうち船員を対象とする船員保険法は1939年に制定され、健保、厚生年金、雇用保険を合せて総合的保険制度のかたちをとっ

ている。

58年度の府下概況を見ると、被保険者は7065人で対前年度比3.4%減248人の減少をみせた。また、給付状況を見ると件数は6万7341件で対前年度比13%減、給付額は17億2580万円で10.5%減となった。

雇用保険

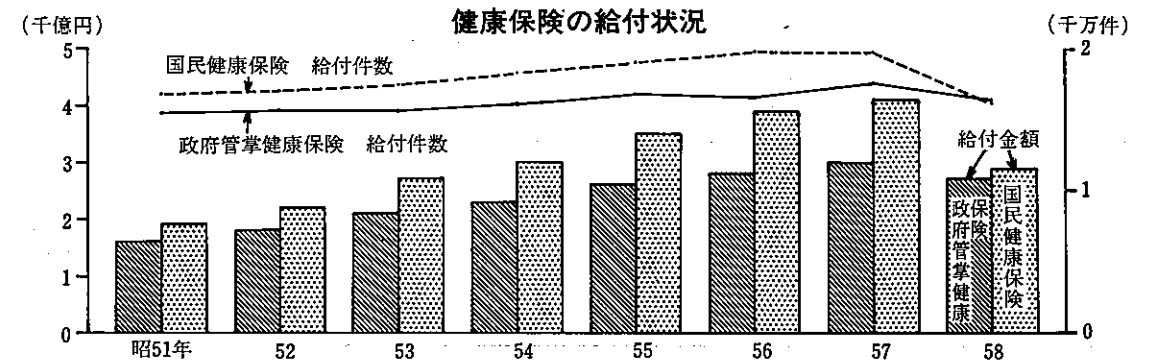
58年度の雇用保険給付状況を一般雇用保険についてみると、離職票提出件数は対前年度比2.5%増の14万2494件となった。また、保険金受給実人員は月平均で対前年度比5.6%増の6万4004人となった。保険金支給額も前年度の821億円に比べ892億円で8.6%増となった。

なお、日雇雇用保険の受給者数、保険金支給額はそれぞれ、18万5328人対前年度比3.8%増、70億5179万円対前年度比7.5%増となった。

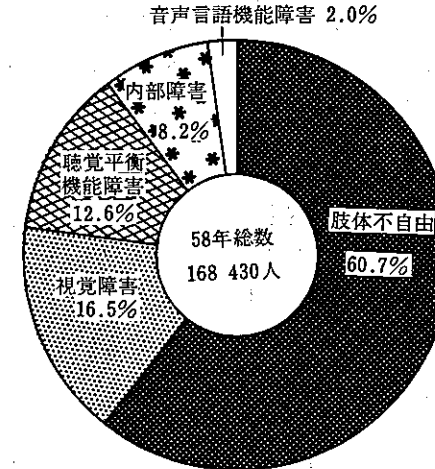
公的扶助

前記各種社会保険に対して社会保障制度のもう一つの柱となっている公的扶助の58年度概況を保護世帯数・人員数と保護費支出額についてみると、保護世帯数は7万4568世帯、対前年度比2.8%増、保護人員数は13万7815人、対前年度比2.2%増である。これを扶助区分別に前年度比をみると、生活扶助2.4%増、住宅扶助2.9%増、教育扶助1.6%増、医療扶助2.2%増、出産扶助10.0%増、生業扶助40.1%増、葬祭扶助11.7%減となっている。

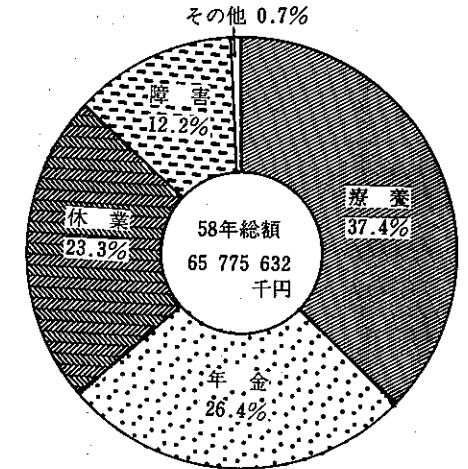
一方、保護費支出額は総額で1637億円となり、前年度比3.8%の増加となった。これを扶助別内容別にみると、生活扶助費528億6561万円で6.6%増、医療扶助費977億5662万円で1.7%増となり、この2費目で総額の92.0%を占め、以下住宅扶助費は10.7%増、教育扶助費は1.8%増、葬祭扶助費は9.0%増、生業扶助費は5.5%増、出産扶助費は5.2%減となっている。



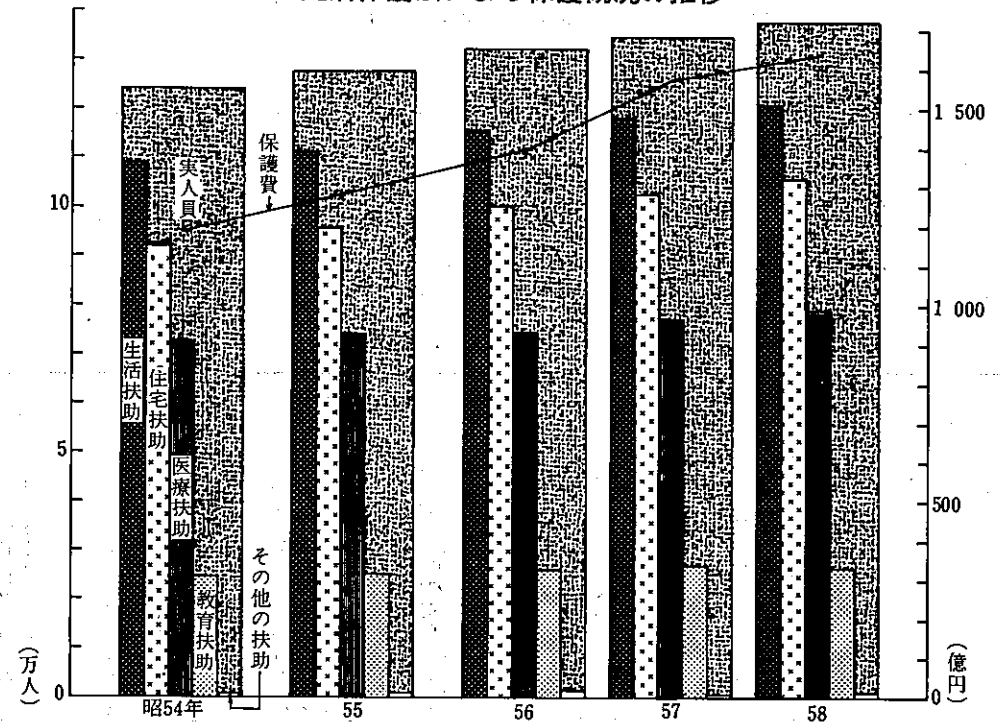
身体障害者手帳の所持者割合



労災保険の給付状況



生活保護法による保護概況の推移



第1表 政府管掌健康保険

本表は社会保険事務所の報告に基づく、各年度末、月末の数字である。なお平均標準月額とは、健康保険法第3条に規定する各等級(36等級)の標準報酬月額に該当する人員を乗じて総被保険者数で割ったもの。

(1)適用事業所数、被保険者数等

Table with columns for '区 分' (Category), '単位' (Unit), and years '昭和56年度' through '昭和58年度'. Rows include '事業所数' (Number of establishments), '被保険者数' (Number of insured persons), and '平均標準報酬額' (Average standard remuneration).

(2)給付決定件数・金額

Table showing '給付区分' (Benefit categories) and '昭和56年度' through '昭和58年度' with columns for '件数' (Number of cases) and '金額' (Amount). Categories include '総数' (Total), '被保険者への給付' (Benefits to insured persons), and '被扶養者への給付' (Benefits to dependents).

資料 大阪府民生部保険課

第2表 国民健康保険

本表は各年度末現在で国民健康保険実施市町村と国民健康保険組合よりの報告に基づいたもので、平均受診率は、被保険者100人当たりで、給付は各年度中のものである。なおa)は同業者組合等で営むものである。

(1)保険者数、被保険者数等

Table with columns for '年 度' (Year), '保険者数' (Number of insured persons), '被保険者数' (Number of insured persons), and '状況' (Status). Rows include '昭和54年度' through '昭和58年度'.

(2)給付件数・金額

Table showing '給付区分' (Benefit categories) and '昭和56年度' through '昭和58年度' with columns for '件数' (Number of cases) and '金額' (Amount). Categories include '療養の給付' (Medical care benefits), '入院料' (Hospital charges), and '高額療養費' (High medical care costs).

資料 大阪府民生部国民健康保険課

第3表 船員保険

本表は各年度末現在の数字である。船員保険は政府管掌であって、被保険者は船員法第1条の船舶に乗組む船員。なお、船舶所有者の総数と内訳の合計は一致しない。

(1)適用船舶所有者数、被保険者数等

Table with columns for '年 度' (Year), '船舶所有者数' (Number of vessel owners), '被保険者数' (Number of insured persons), and '保険料徴収決定済額' (Amount of insurance premium collected). Rows include '昭和54年度' through '昭和58年度'.

(2)給付件数・日数・金額

「診療費」は大阪府社会保険診療報酬支払基金で扱ったもの。

Table showing '給付区分' (Benefit categories) and '昭和56年度' through '昭和58年度' with columns for '給付件数' (Number of cases), '給付日数' (Number of days), and '給付金額' (Amount). Categories include '総数' (Total), '被保険者への給付' (Benefits to insured persons), and '被扶養者への給付' (Benefits to dependents).

資料 大阪府民生部保険課

第4表 厚生年金保険(適用事業所数、被保険者数等)

本表は社会保険事務所の報告に基づくものである。

Table with columns for '区 分' (Category), '単位' (Unit), and years '昭和56年度' through '昭和58年度'. Rows include '事業所数' (Number of establishments), '被保険者数' (Number of insured persons), and '平均標準報酬額' (Average standard remuneration).

資料 大阪府民生部保険課

第 5 表

支給区分別国民年金 (1) 福祉関係

本表の受給権者数は年度末現在、年金額は受給権者に対する裁定総額で、支給年金額は年度末現在支給停止額を差引いたもの。なお各金額は単位未満を切りすててある。又、母子年金には準母子年金を含む。

Table with 8 columns: 支給区分, 昭和57年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額), 昭和58年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額). Rows include 総数, 老齢年金, 障害年金, 母子年金.

資料 大阪府民生部国民年金課

第 6 表

一般・日雇雇用保

Table with 7 columns: 年度, 離職票提出件数, 受給資格決定件数, 初回受給者数, 受給者実人員(月平均), 保険金支給額, 支給終了者数. Rows for 昭和54-58年度.

資料 大阪府労働部職業業務課「労働市場概要」

第 7 表

補償種類別労災保険

1. 本表は各労働基準監督署において各年度中に支払った労働者災害補償給付である。なお、57年度から労働者支払い分を含む。 2. 年金給付は、傷病(補償)年金・障害(補償)年金・遺族(補償)年金の合計である。療養(補償)給付には傷病(補償)年金受給者に

Table with 10 columns: 年度, 総数 (件数, 新規災害者数, 金額), 療養(補償)給付 (件数, 日数, 金額), 休業(補償) (件数, 日数). Rows for 昭和54-58年度.

資料 大阪労働基準局

受給権者数・年金額等 (2) 拠出関係

母子年金は準母子年金を含む。

Table with 8 columns: 支給区分, 昭和57年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額), 昭和58年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額). Rows include 総数, 老齢年金, 通老齢年金, 障害年金, 母子年金, 遺児年金, 寡婦年金.

給付件数・金額等

Table with 6 columns: 給付延日数, 離職票交付枚数, 受給者実人員, 保険金支給額, 受給者の前月中の稼働日数, 日雇労働被保険者手帳交付. Rows for 昭和54-58年度.

給付件数・金額等

係る療養(補償)給付を含む。

Table with 10 columns: 給付金額, 障害(補償)一時金, 遺族(補償)一時金, 葬祭料, 年金給付. Rows for 昭和54-58年度.

第 8 表 市町村別、扶助別保護世帯数・人員

本表は生活保護法に基づく保護世帯数及び人員で、各年度末現在のものであるが、扶助には1世帯又は1人で2種以上のものを受けた場合も計上されているので実数とは一致しない。

Table with columns for City/Town/Village, Number of Households, Number of Persons, and various types of assistance (生活扶助, 住宅扶助, 教育扶助, etc.).

資料 大阪府民生部社会課「生活保護統計速報」

第 9 表 市町村別、扶助別保護費支出額

本表は生活保護法に基づく保護費の各年度の支出額である。医療扶助費には市町村に分割できない分もあるため、総額とは一致しない。

Table with columns for City/Town/Village, Total Amount, and various types of assistance costs (生活扶助費, 住宅扶助費, 教育扶助費, etc.).

資料 大阪府民生部社会課、大阪府民生局保護課

第 10 表

保護世帯の労働類型別世帯数

本表は生活保護法による被保護世帯の労働類型別世帯数で、各年は12月中に保護を受けたものである。

Table with columns for year (昭和54-58), total households, and labor types (total, regular workers, part-time workers, employees, others).

資料 大阪府民生部社会課、大阪府民生局保護課

第 11 表

身体障害者手帳の所持者数

各年度末現在である。

Table with columns for year (昭和54-58), total holders, and types of disabilities (visual, hearing, speech, physical, internal).

資料 大阪府民生部社会課

第 12 表

老人医療費の公費負担状況

1. 昭和58年2月以降は、老人保健法施行のため昭和57年度下段及び昭和58年度の医療費公費負担額、1人当たり公費負担額は、それぞれ総医療費及び1人当たり総医療費を表す。2. 医療証交付については2月末。

Table with columns for year, medical certificate delivery, visits, and public expense burden (national and local).

資料 大阪府民生部国民健康保険課

第 13 表

共同募金額・配分額

各年とも募金額には前年度配分不要繰越金、配分額には経費充当額・次年度運動準備金・繰越配分金を加えられていない。

Table with columns for fund type, year, amount raised, and distribution (national and local).

資料 社会福祉法人大阪府共同募金会

第 14 表

社会福祉施設(相談所)等の相談件数

各相談所は府立のみ、民生委員、母子相談員は大阪市分を除く。

Table with columns for consultation type, year (昭和54-58), and number of cases.

資料 大阪府民生部社会課、児童課、障害更生課、企画部

第 15 表

市町村別保育所数及び民生委員数

*府立保育所(2ヶ所定員150名)を含む。各年度末現在。

Table with columns for city/town/village, public/private kindergartens, and民生委員 (民生委員).

資料 大阪府民生部社会課、児童課、大阪府民生局 保育部企画課

社会 福祉 施設 数、定 員

施 設 名	昭 和 58 年 度 (59. 3. 31)						昭 和 57 年 度 (58. 3. 31)	
	施 設 数			定 員			施 設 数	定 員
	総 数	公 立	民 間 立	総 数	公 立	民 間 立		
総 計	1 679	888	791	136 442	70 146	66 296	1 635	134 821 380世帯
老 人 福 祉 施 設 総 計	205	134	71	8 410	3 660	4 750	193	8 140
養 護 老 人 ホ ー ム	24	17	7	2 660	1 936	724	24	2 660
特 別 養 老 人 ホ ー ム	55	9	46	4 296	1 150	3 146	51	4 006
老 人 福 祉 セ ン タ ー	26	9	17	1 454	574	880	26	1 474
児 童 福 祉 施 設 総 計	1 328	690	638	119 649	62 686	56 963	1 308	118 578 380世帯
助 産 施 設	88	28	60	449	107	342	87	458
乳 母 養 護 施 設	7	1	6	352	70	282	7	352
保 護 養 老 院	13	9	4	380世帯	280世帯	100世帯	13	380世帯
精 神 弱 者 援 護 施 設	1 058	556	502	111 555	59 375	52 180	1 048	110 581
神 經 弱 者 援 護 施 設	37	5	32	3 316	480	2 836	36	3 182
精 神 弱 者 援 護 施 設	12	6	6	786	460	326	12	786
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	1	—	40	40	—	1	40
精 神 弱 者 援 護 施 設	24	20	4	1 132	940	192	24	1 140
精 神 弱 者 援 護 施 設	2	—	2	90	—	90	2	90
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	—	1	50	—	50	1	70
精 神 弱 者 援 護 施 設	3	2	1	260	190	70	3	260
精 神 弱 者 援 護 施 設	19	13	6	833	550	283	19	833
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	1	—	50	50	—	1	50
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	—	1	282	—	282	1	282
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	1	—	50	50	—	1	50
精 神 弱 者 援 護 施 設	1	—	1	30	—	30	1	30
精 神 弱 者 援 護 施 設	2	2	—	374	374	—	2	374
精 神 弱 者 援 護 施 設	57	45	12	—	—	—	49	—
精 神 弱 者 援 護 施 設 総 計	38	24	14	2 110	1 500	610	32	1 900
精 神 弱 者 援 護 施 設	19	10	9	1 230	790	440	18	1 170
精 神 弱 者 援 護 施 設	19	14	5	880	710	170	14	730
身 体 障 害 者 援 護 施 設 総 計	23	8	15	845	235	610	21	815
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	1	—	40	40	—	1	40
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	—	1	70	—	70	1	70
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	—	1	60	—	60	1	60
身 体 障 害 者 援 護 施 設	5	—	5	300	—	300	5	260
身 体 障 害 者 援 護 施 設	2	1	1	110	60	50	2	110
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	1	—	40	40	—	2	90
身 体 障 害 者 援 護 施 設	5	2	3	105	45	60	3	65
身 体 障 害 者 援 護 施 設	2	1	1	120	50	70	2	120
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	1	—	—	—	—	1	—
身 体 障 害 者 援 護 施 設	3	1	2	—	—	—	2	—
身 体 障 害 者 援 護 施 設	1	—	1	—	—	—	1	—
保 護 施 設 総 計	27	12	15	4 374	1 335	3 039	27	4 374
救 護 施 設	11	6	5	1 065	530	535	11	1 065
救 護 施 設	6	4	2	815	525	290	6	815
医 療 保 護 施 設	9	1	8	2 414	200	2 214	9	2 414
宿 舎 保 護 施 設	1	1	—	80	80	—	1	80
母 子 福 祉 施 設 総 計	3	1	2	115	—	115	3	115
母 子 福 祉 セ ン タ ー	2	1	1	—	—	—	2	—
母 子 休 養 ホ ー ム	1	—	1	115	—	115	1	115
婦 人 保 護 施 設	3	3	—	205	205	—	3	205
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設 総 計	52	16	36	734	525	209	48	694
授 産 施 設	3	1	2	110	50	60	2	70
宿 舎 保 護 施 設	4	2	2	—	—	—	4	—
無 料 診 療 施 設	26	—	26	—	—	—	26	—
盲 導 犬 飼 育 施 設	1	—	1	20	—	20	1	20
有 料 診 療 施 設	5	—	5	129	—	129	5	129
そ の 他 の 施 設	13	13	—	475	475	—	10	475

第 22 章
衛 生